

陳情第187号	受理年月日	令和2年9月11日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにおける利用者負担に関する国への意見書の提出及び国に改善が見られない場合の本市による補填について	
要旨	<p>新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれない中、利用者の減少や経費の増加により、ほとんどの介護施設、介護事業所の経営は深刻な事態に陥っている。</p> <p>このような中、厚生労働省から介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いとして、通所介護や通所リハ、短期入所の報酬を上乗せし、利用者負担とする通知が発出された。</p> <p>介護事業所への財政支援は必要であるが、今回の支援は報酬増とセットでその一部を利用者に負担させるという極めて安易で不当なものである。利用者の同意と負担増が前提というやり方は事業所に責任を丸投げするもので、同意した利用者は負担が発生し、同意しなかった利用者は負担が発生しない。また、通知どおり算定を行う事業者がいる一方で、利用者負担を考え、算定を見送る事業者があるなどの不平等が生じている。更に区分支給限度額は現行どおりとされ、要件どおり2区分上位算定を行うことで支給限度額を超えた部分は全額自費負担となってしまうとんでもない内容である。</p> <p>については、コロナ禍で困難を抱える利用者や介護サービスを守り、事業を維持するために、今回の特例による利用者負担の撤回について、国へ意見書を提出していただきたい。また、国の対応が改善されない場合は本市が利用者負担分を補填するよう財政支援を更に強化されたい。</p>	